

特別企画：最低賃金改定に関する茨城県内企業の意識調査（2018 年）

企業の 8 割以上で賃上げ実施

～採用時の最低時給は 935 円、最低賃金を 113 円上回る～

はじめに

2018 年 10 月 1 日～中旬にかけて、最低賃金が改定される。2018 年度の最低賃金の改定は、政府が「未来投資戦略 2018」（成長戦略）や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）などで、年率 3%を目途として、全国加重平均 1,000 円を目指すなかで、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げ額となった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている¹。

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。本調査は、TDB 景気動向調査 2018 年 9 月調査とともに行った。

※調査期間は 2018 年 9 月 13 日～9 月 30 日、調査対象は茨城県内企業 360 社で、有効回答企業数は 143 社（回答率 39.7%）

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて自社の給与体系を「見直した（検討している）」企業は 47.6%。「見直していない（検討していない）」は 33.6%。2016 年 9 月時点と比較して、「見直した」企業の割合は 8.0 ポイント増と、最低賃金改定が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっている
2. 採用時で最も低い時給は約 935 円で最低賃金 822 円より 113 円高い。業界別では『建設』が 970 円で最も高く、『サービス』『製造』『運輸・倉庫』『卸売』で 900 円を上回った
3. 今回の最低賃金の引き上げ額について、「妥当」が 45.5%で最も多い。「低い」（16.1%）および「高い」（15.4%）を大きく上回る。ただし、消費回復への効果については、「ない」とする企業が 47.6%で半数近くを占め、「ある」と考える企業は 10.5%にとどまる
4. 企業の 83.9%で 2018 年度の賃上げを実施。賃上げを行っていない企業は 10.5%にとどまる。内容は「定期昇給」が 60.8%で最も多く、「賞与（一時金）」（36.4%）や「ベースアップ」（28.7%）は 3 社に 1 社で実施

¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 2017 年度より 26 円引き上げられ 874 円に、地域別では都道府県ごとに 24～27 円引き上げられ時給 761～985 円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

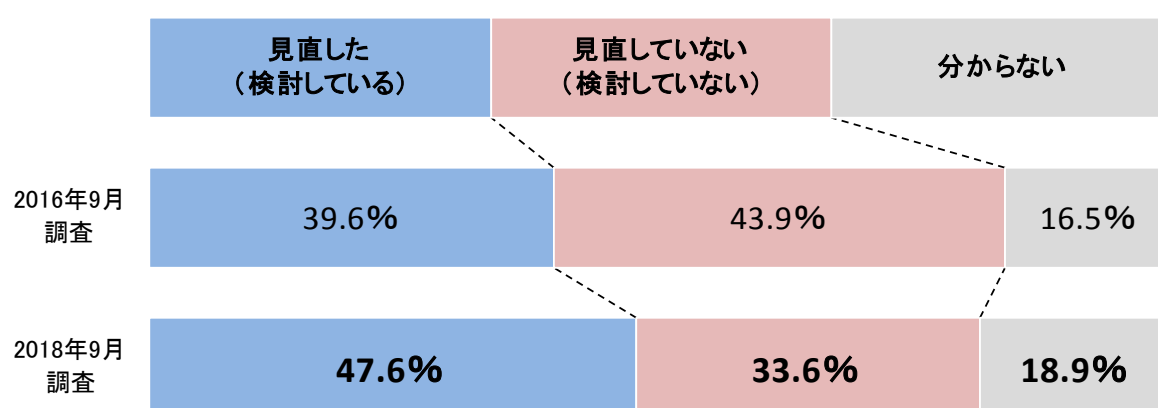
1. 県内企業の 47.6%が最低賃金改定を受けて給与体系「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系に関する見直しの有無を尋ねたところ、「見直した（検討している）」企業が 47.6%となり、「見直していない（検討していない）」の 33.6%を 14.0 ポイント上回り²、企業の半数近くで最低賃金改定にともない給与体系を見直していることがわかった。前回調査（2016 年 9 月調査）と比較すると、4 割以上にのぼっていた「見直していない（検討していない）」企業が 10 ポイント以上減少した一方、「見直した（検討している）」が 8.0 ポイント増加しており、最低賃金が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっていることが浮き彫りとなった。

給与体系を見直した理由について、企業からは「人材確保が困難なため」（運輸）や「人材募集をしても応募がないのでパート社員の時給を上げざるを得ない」（卸売）、「経験のある社員がいないと業務に支障が出るため」（建設）といった声が聞かれ、最低賃金のみならず、人手不足のなかで人材の獲得・維持や将来の租税・社会保険の負担増を見据えて給与体系を見直している様子が見えてくる。

一方、見直していない企業からは、「すでに最低賃金以上の給与を支給している」（卸売）や「新年度を迎える時期に社員の給与を改定している。毎年給与の引き上げを行っている」（製造）、「前回の最低賃金の引き上げ時に先を見越して給与の見直しを行った」（不動産）などの意見がみられた。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業143社。2016年9月調査は139社

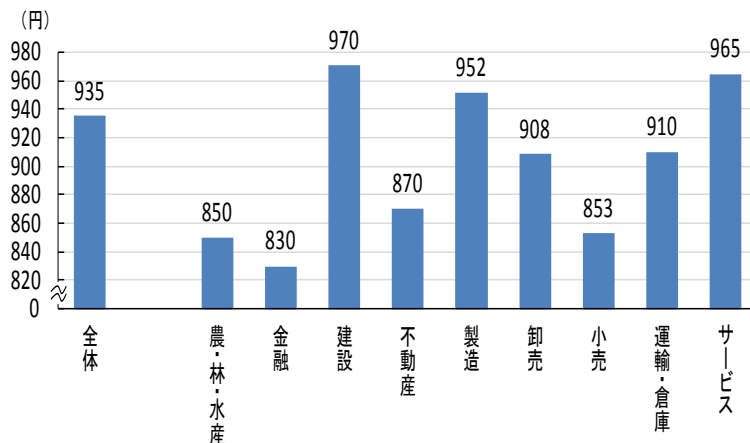
² 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 茨城県、従業員採用時の最も低い時給は平均 935 円、最低賃金を 113 円上回る

採用時の最低時給～業界別～

従業員を採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、茨城県の平均は約 935 円となり、改定後の最低賃金の 822 円を 113 円上回る金額となった³。

業界別にみると、『建設』が 970 円で最も高く、『サービス』『製造』『運輸・倉庫』『卸売』で 900 円を上回った。他方、『金融』『農・林・水産』『小売』『不動産』で低かった。



なお、都道府県別で最も採用時の最低時給が高かったのは「東京都」で 1,071 円となった。以下、「神奈川県」の 1,048 円、「大阪府」1,010 円と続き、いずれも 1,000 円台となった。

最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

都道府県	2018年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	都道府県	2018年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額
北海道	835	912	77	滋賀	839	962	123
青森	762	923	161	京都	882	969	87
岩手	762	900	138	大阪	936	1,010	74
宮城	798	926	128	兵庫	871	972	101
秋田	762	892	130	奈良	811	920	109
山形	763	913	150	和歌山	803	891	88
福島	772	920	148	鳥取	762	915	153
茨城	822	935	113	島根	764	867	103
栃木	826	934	108	岡山	807	949	142
群馬	809	910	101	広島	844	939	95
埼玉	898	978	80	山口	802	930	128
千葉	895	983	88	徳島	766	920	154
東京	985	1,071	86	香川	792	917	125
神奈川	983	1,048	65	愛媛	764	951	187
新潟	803	890	87	高知	762	892	130
富山	821	923	102	福岡	814	939	125
石川	806	913	107	佐賀	762	929	167
福井	803	936	133	長崎	762	937	175
山梨	810	901	91	熊本	762	891	129
長野	821	923	102	大分	762	965	203
岐阜	825	898	73	宮崎	762	863	101
静岡	858	945	87	鹿児島	761	918	157
愛知	898	968	70	沖縄	762	888	126
三重	846	926	80	全体	874	975	101

注1: 2018年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金の全国一覧」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

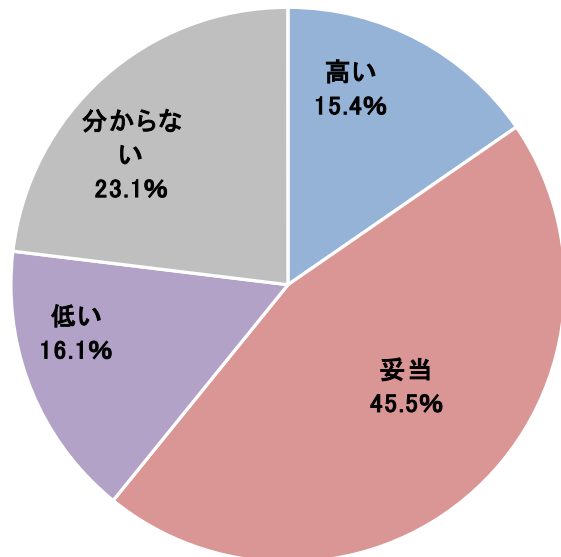
注3: 集計可能な企業を対象に算出

³ 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合は時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える県内企業が 45.5%

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が 45.5%にのぼり、「低い」（16.1%）を 29.4 ポイント上回った。また、「高い」は 15.4%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子がうかがえる。

引き上げ額の妥当性



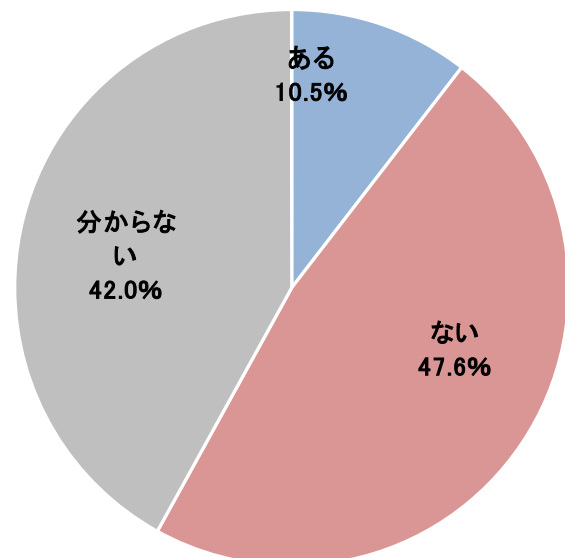
注：母数は有効回答企業143社

4. 消費回復への効果、約半数の企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は 10.5%だった。一方、「ない」は 47.6%と半数近くを占め、最低賃金の引き上げが、消費の回復に結び付くか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「最低賃金の引き上げにより、消費が拡大するとは思えない。消費税が 10%に上がることによる消費の冷え込みの方が影響は大きいのではないか」（製造）、「雇用延長や年金問題など将来の不安が少しでもなくなり、安心して消費生活ができるようにすることが先決」（建設）などの声が数多く聞かれた。他方、消費回復への効果が「ある」とする企業からは、「今までの最低賃金では、生活に余裕ができるとは思えないレベルだったので、見直しは賛成」（農・林・水産）といった意見があがった。

今後の消費回復への効果

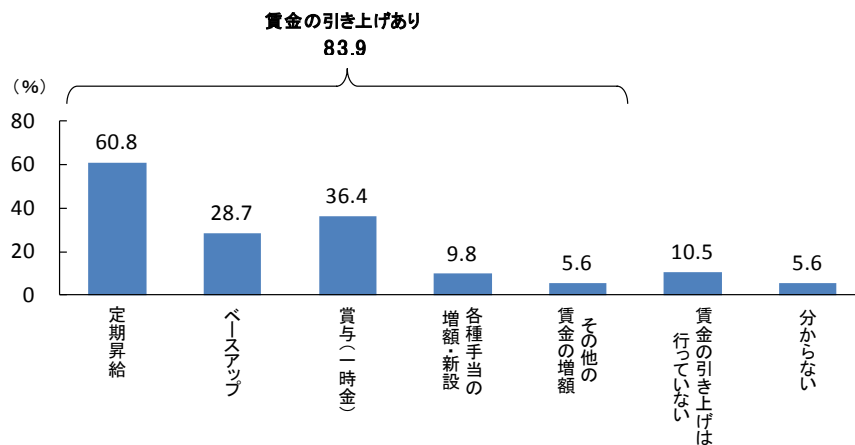


注：母数は有効回答企業143社

5. 2018 年度、県内企業の 8 割以上で賃上げを実施

2018 年度の一人当たり賃金引き上げの実施状況について尋ねたところ、「定期昇給」で賃上げした企業が 60.8%と最も高かった（複数回答、以下同）。次いで、「賞与（一時金）」（36.4%）、「ベースアップ」（28.7%）が続き、3 社に 1 社がボーナスやベアにより賃上げを実施していた。また、「各種手当の増額・新設」が 9.8%、創立記念日等の祝金や通勤定期等の現物支給などを含む「その他の賃金の増額」が 5.6%となり、何らかの形で賃金の引き上げを実施した企業は 83.9%にのぼった。他方、「賃金の引き上げは行っていない」（10.5%）は 1 割程度にとどまった。

2018 年度の賃上げ実施状況（複数回答）



注1:「賃金の引き上げあり」は、2018年度の賃金引き上げについて「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）」「各種手当の増額・新設」「その他の賃金の増額」のいずれかを選択した企業

注2:母数は有効回答企業143社

6. まとめ

2018 年度の最低賃金改定は 10 月 1 日から中旬にかけて全国で実施されたが、今年度の引き上げ額は比較可能な 2002 年度以降で最大となった。また、個人消費の伸び悩みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて半数近くの企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。この結果は、同様の調査を実施した 2016 年 9 月と比べて増加しており、最低賃金の引き上げが企業の給与体系に影響したことがうかがえる。

他方、茨城県における従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金より 113 円上回っており、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。業界別では、『建設』が最も高かったほか、『サービス』『製造』『運輸・倉庫』『卸売』でも時給が高くなっていた。

人件費の上昇などコスト負担の高まりに直面するなかで、企業の 8 割以上が 2018 年度に賃上げを実施しており、引き上げ額を妥当と捉えている企業も多い。しかし、最低賃金改定による消費回復を懐疑的にみている企業は多く、消費活性化への効果は慎重に検証する必要があるだろう。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 水戸支店

TEL 029-221-3717 FAX 029-232-0272

当リリース資料の詳細なデータは景気動向調査専用 HP (<http://www.tdb-di.com>) をご参照下さい。
リリース資料以外の集計・分析については、お問い合わせ下さい（一部有料の場合もございます）。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。